

【小原萌夢後援会会則】

第1条 名称

本会は、『小原萌夢後援会』（以下「本会」と称する。

第2条 所在地

本会は次の所在地に置く。

茨城県取手市井野 3-19-3-102 株式会社リスタート内

第3条 目的

本会は、茨城県取手市出身のテニスプレーヤー、小原萌夢選手の活動理念に賛同し、その支援及び宣伝・広報活動、会員間の親睦活動等、小原萌夢選手を応援することを目的とした事業を行う。

第4条 会員資格

本会は、小原萌夢選手を応援し、本会の目的に賛同する法人または個人を会員とする。

第5条 入会及び年会費

1. 本会に入会を希望する法人または個人は、所定の様式に必要事項を記入し、下記の年会費を納入し、入会するものとする。
2. 会員資格は、毎年6月1日から5月31日までとする。
3. 脱会時の年会費の返還は行わない。
4. 途中入会の場合でも月割りではなく年額を納めなければならない。
5. 年会費 法人 30,000 円/1 口 個人 10,000 円/1 口
6. 年会費納入は、4月1日から5月31日までを原則とする。

第6条 会員資格の更新

1. 本会よりの脱会は脱会届けを提出した後、脱会とする。届けがない場合は自動的に更新とする。
2. やむを得ない事由によらず、2年間年会費の納入がない会員はその資格を失う。

第7条 役員

1. 本会に次の各号に掲げる役員を置く
 - (1)会長 1名
 - (2)副会長 2名
 - (3)会計 1名及び事務局補佐 1名

第8条 役員を選任と任期

1. 会発足の一期目の役員は複数名の会の発起人によって選任する。
2. 二期目以降の役員は会員の中から総会において出席者の過半数の同意をもって選任する。
3. 役員は任期は2年間とし、再任は妨げない。

第9条 総会

1. 総会は、第7条の役員をもって構成し総会を行う。
2. 総会は、次の各号に掲げた事項の審議を行い議決する。
 - (1)本会の事業計画、予算・決算、役員などの選任、会則の改訂、その他事項の執行
 - (2)本会の組織及び運営に関する事項
 - (3)その他

第10条 会計年度及び運営資金

1. 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。但し、初年度の会計開始日は会の発足日とする。
2. 本会の運営資金は、年会費、寄付金その他をもってこれに充てる。
3. 会計が、その責任を持つ。
4. 本会の毎年の収支決算書は会長と会計が作成し年1回、総会へ報告、審議を経て、承認を受けるものとする。

第11条 活動

本会の主な活動は以下のとおりとする。

1. 小原萌夢選手の出席による激励会・親睦会の開催
2. 小原萌夢選手応援のための広報活動
3. その他、本会の目的達成に必要な活動

第12条 設立年月日

本会の設立年月日は令和4年5月1日とする。

第13条 規約施行日

本会則は令和4年5月1日より施行する。

第11条 細則

本会則に定めのない事項は総会において協議する。

附則 令和4年6月13日一部改訂

令和4年6月13日施行